**やわた町民館　利用申請書**

**八幡町内会 区長殿**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請日　　　年　　　月　　　日

**＜申請者＞**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所 |  | | |
| 氏名 |  | 電話 |  |

　　　＊町内行事優先の為、申請受付後にご利用をお断りする場合あることを了承します。

**＜利用内容＞**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | 団体名；　　　　　　　　　　　　　　又は　　同好者　・　個人 | | |
| 利用日時 | 年　　　月　　　日（　　曜日）　　　　時から　　　　　時まで | | |
| 利用目的 |  | 利用部屋 |  |
| 利用備品 | 卓球台、放送機材、映像機材、厨房設備、机、イス | | |
| その他 | 利用人数；　　　　人　　飲食；　あり　なし | | |

**＜利用料金＞**

　　　　合計金額　　　　　　　　円　　(レ点の合計金額を記載してください)

＊八幡町内会会員、賛助会員事業所、八幡町内会会員が５０％以上を占める団体は無料です。

**利用料金表（利用するものにレ点を付けてください。）**

八幡町内会賛助会員以外の事業所及び利用者のうち八幡町内会会員が５０％未満の団体、八幡町内会会員以外の団体・個人の利用者の方は料金表に記載した料金をお支払い頂きます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 部屋　　　　　　　/利用時間 | | 午前9時~12時 | 午後1時~5時 | 午後6時~9時 |
| １階 | 大ホール全部（126畳） | 3,000円 | 3,500円 | 3,000円 |
| 大ホール一部（86畳） | 2,000円 | 2,500円 | 2,000円 |
| 第一会議室（20畳） | 500円 | 600円 | 500円 |
| 第二会議室（20畳） | 500円 | 600円 | 500円 |
| 厨房（調理器具・ガス代） | 500円 | 500円 | 500円 |
| ２階 | 大和室全部（80畳） | 1,500円 | 2,000円 | 1,500円 |
| 大和室一部（44畳） | 1,000円 | 1,300円 | 1,000円 |
| 第三会議室（18畳） | 400円 | 500円 | 400円 |
| 第四会議室（18畳） | 400円 | 500円 | 400円 |
| 厨房（湯茶・ガス代） | 100円 | 100円 | 100円 |
| 備品 | 卓球台（1台毎） | 100円 | 100円 | 100円 |
| 放送機材 | 200円 | 200円 | 200円 |
| 映像機材 | 200円 | 200円 | 200円 |
| 机・イス（利用数に係らず） | 200円 | 200円 | 200円 |

**やわた町民館利用に際しての順守事項**

八幡町内会

**１，やわた町民館利用申請**

1. やわた町民館は八幡町内会会員の利用を原則とする。但し、利用に余裕のある場合はこの限りではない。
2. 利用者は必ず***「やわた町民館利用申請書」***を記載して、利用を申し込むこと。

「やわた町民館利用申請書」の受付は毎週土曜日午前中に行います。土曜日に来れない方は事務室前の籠に入れておいてください。但し、***利用日の2週間前の土曜日までに申し込む***こと。（町民館の開錠スケジュールを調整するため）

1. 八幡町民館の利用料金は以下のとおりとする。

・八幡町内会会員、賛助会員事業所、利用者のうち八幡町内会会員が５０％以上を占める団体は利用料金を免除する。

　　　・八幡町内会賛助会員以外の事業所及び八幡町内会会員の利用者が５０％未満の団体、八幡町内会会員以外の団体・個人の利用者は所定の利用料金を支払うものとする。

　　　・利用料金は所定の部屋料金及び備品使用料金の合計金額とする

**＊町内行事優先の為、申請受付後にご利用をお断りする場合があります。その場合は利用日1か月前に「利用お断り」の通知をします。「やわた民館利用申請書」を提出された方はこのことを理解して、異議を申し立てないものとして取り計らいます。**

**２，****やわた町民館利用にあたっての注意事項**

1. 町民館開錠は利用開始10分前に町民館運営委員が行う。
2. 町民館施錠は、利用者が郵便受に入っているカギで行い、施錠後郵便受けに入れておく。施錠にあたっては、窓およびカーテンを閉め、照明・空調の電源を切ること。
3. 「やわた町民館」においていかなる販売行為・斡旋行為はこれを禁止する。ただし、参加者からの会費はこの限りではない。
4. 厨房以外の場所での火気使用は厳禁とする。但し、区長の許可を得た場合は除く。
5. 館内禁煙、喫煙は屋外の所定の場所で行う。
6. 館内での飲食物持ち込みや飲食については、事前に届け出て了解を得た場合に可能とする。
7. 利用で発生したゴミは利用者が全て持ち帰ること。特に、飲食を伴う場合の生ごみはホール並びに厨房に残渣が無いことを確認する。
8. 利用終了後、備品等は所定の場所に戻し、機材の電源はOFFにし、モップや掃除機で清掃すること。
9. 備品、設備を破損した場合は、速やかに町内会三役に報告すること。
10. 館内でのトラブルは厳禁とする。万一発生した場合は、双方とも以後町民館利用を受け付けない。

乳幼児や小学生が利用する場合は保護者が同伴すること。